# 第 1 準 備 書 面

令和3年7月2日

京都府労働委員会御中

被申立人 特定非営利活動法人京都暮らし応援ネットワーク

代表理事 藤

被申立人は、申立人の第1準備書面に対して、以下のとおり、反論する。

## 1 誠実交渉義務違反について

# 

被申立人は、団体交渉においては、組合側の主張に対して誠実に回答したり、必要な資料も提供するなど誠意をもって対応してきたと考えている。被申立人は A 氏の従前の勤務実態にかかわらず出勤調整が雇用契約に反するとは考えておらず、双方の認識の齟齬が組合側に準備不足と受け取られたにすぎない。なお、脳梗塞の後遺症により藤代表理事の記憶力が減退していることはすでに答弁書で説明したとおりである。

# (2) 権限者不参加

団体交渉には、代表理事及び副代表理事が出席しており、権限者不参

加には当たらないと考えている。なお、被申立人は「よりそいホットライン」をギリギリの人数で運営しており、そうした中で H 氏と A 氏とのコンフリクトに対応せざるを得ないため、団体交渉において、「持ち帰って検討したい」旨の発言をしたが、重要な経営判断を求めるため理事会の承認をえなければならないと考えたものである。

## (3) 合意違反

## ① 従業員への経緯説明文書の作成

第2回の交渉において、2週間後には、「従業員への経緯説明文書」を 提案したいと回答し、事実経過を記した説明文案(乙第5号証)を誠 実に回答した。

### ② 金銭の支払い

「金銭の支払い」については、法人としては、なんら約束はしていないし、合意はそもそも存在しない。なお、山上副代表理事が、第3回の交渉で提案したのは、生活困窮の状態にある A 氏に対してカンパを呼びかけることであって、「法人として非を認めて金銭の支払いに応じる」ということではない。これについては、第3回団体交渉の席上で再三確認がなされ、申立人側も了知していた(乙第6号証)。

# (4) 説明不足

#### ① 出勤調整命令発出の可否

A 氏との雇用契約書には、勤務時間をシフトで指定する旨記載して おり、本人の同意がなくても「勤務時間」を指定できると考えている。

#### ② 出勤調整命令が発出されていたかどうか

H 氏及び A 氏の二人に交付した6月27日付文書において、お伝えした「勤務日程に従ってください」と明記している。それに基づき8月25日から27日にかけての藤代表理事から A 氏へのメールで9月2日、3日の勤務は H コーディネーターの勤務日となっているので、どうしても9月2日、3日に勤務するなら「2日は19時から」「3日は18時から」にするよう指示しており、適切に出勤調整命令が発出されていたと考えている。

### ③ 運営会議からの排除その他 A 組合員に対する人格否定

運営会議の開催については、理事会で H 氏と A 氏のコンフリクトが解消するまでは、開催しないことを決めており、その方針にしたがって開催しなかったものであり、 A 毛の「排除」を意図したものではない。

「 A 組合員に対する人格否定」については、そうした事実はなかっ

たことを小松理事に確認している (乙第7号証)。

#### ④ 経緯説明の必要性

申立人と被申立人との間では、重大な事実認識の違いがある。被申立人は、組合側との団体交渉前から、 A 氏が H 氏のコーディネーター業務に対して関与を強めていた事実は認定したうえで、その背景事情に鑑みて、 A 氏の言動について違法性を有する「ハラスメント」とまでは評価できないという見解に立っている。第2回の交渉を踏まえて提案した説明文案(乙第5号証)も、被申立人の認識を踏まえたものであったが、組合側がこの文案を受け入れなかった。

すでに被申立人と相談員との雇用契約が終了し、別法人が「よりそいホットライン」を運営している現時点においては、「経緯説明」は相談員に混乱をもたらして事業運営に支障を来す可能性さえあり、その必要性はないと考える。

#### ⑤ 被申立人の説明状況

被申立人は、組合側の主張に誠意をもって答えてきているし、藤代表理事が抱えている脳梗塞の後遺症については組合側も認識していたことである。ところが、組合側は、第1回の団体交渉において、過去に脳梗塞の病状のあった藤代表理事に対して執拗に回答を促すなど「つ

るしあげ」のような状況をつくりだしたり、山上副代表理事が回答しようとした際には、制止させるなど組合側の対応は「誠実な交渉」を 疑わせるものであった(乙第8号証)。

# 2 支配介入について

すでに答弁書で説明したとおりである。被申立人には組合への支配介入の 意思も行動も一切ない。

以上